JETRO

イラク市場開拓プログラム（オンライン商談会/第 50 回バグダッド国際見本市）
利用条件・免責事項

ご利用条件

1. 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」といいます）は、お客様（以下「お客様」といいます。）がこの利用条件・免責事項を遵守することを条件として、海外企業、専門家等の面談に参加するパートナー（以下「本パートナー」といいます。）、ジェトロ（職員）、主催者、その他の参加者（以下「本参加者」といいます。）の映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）を、インターネット回線を通じたＷＥＢアプリケーションにて提供する、面談（以下「本面談」といいます。）サービス（以下「本サービス」といいます。）を実施します。
2. ジェトロは、本サービスの品質向上のため、本面談の内容の全部又は一部を録画、録音することができます。
3. ジェトロは、本面談の参加に際しお客様よりご提供いただいた情報については、本面談の実施に利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業の実施、ジェトロからの連絡のために利用することができます。
 また、ジェトロは、当該情報のうち、お客様の会社名、HP アドレス等、ジェトロが必要と判断する事項を、本参加者に提供することができます。
4. お客様がご使用のＰＣ等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況が、ジェトロの指定するアプリケーション（以下「指定アプリケーション」といいます。）の設定を含む、以下の環境（以下「設定環境」といいます。）を満たしているか、ご確認ください。

 ＜設定環境＞
 （１）ジェトロの指定する「ＺＯＯＭ」アプリケーション（変更可能性あり）を次号のデバイスにインストール済であり、これが視聴可能であること。
 ※詳細は、以下の「ＺＯＯＭ」のウェブサイトをご確認ください。
 https://ZOOM.us/
 （２）ＰＣ等のデバイスが準備されていること。

 設定環境が満たされない場合には、映像又は音声が途切れ又は停止する等、正常に本サービスを継続できないことがあります。なお、ジェトロは、設定環境についての技術的なお問い合わせにつきましてはご回答いたしかねます。

5. 本サービスにより提供された情報及び本コンテンツは、本面談参加用途限り、お客様のみにてご利用ください。
6. 本サービスについて、本コンテンツに関する著作権は、ジェトロ、本参加者等の著作権者（以下総称して「著作権者」といいます。）に帰属します。
7. お客様は、理由の如何を問わず、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちに本サービスの全部又は一部の実施を中止し、又は、お客様の本面談の参加を中止させていただきます。
8. 本コンテンツを、著作権者の承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、当該侵害者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、本参加者のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
9. お客様は、ジェトロが、その裁量により、本サービスの成果（お客様の面談内容、アンケート結果等を含みますが、これに限られません。）を公表することに承諾するものとし、これに関し、お客様は何らの人格権も行使しないものとします。
10. 前各項に定めるほか、お客様は、本サービスの利用に関し、以下の各号及びジェトロの指示を遵守するものとします。

 （１）本サービスのアクセスＵＲＬ、ＩＤ、パスワード等については、ジェトロからの別段の指示がない限り、第三者に開示してはいけません。

 （２）不正アクセス防止のため、アカウント名には、ご本人と分かるように申込時の氏名（フルネーム）をご記載ください。

 （３）機密性の高い情報や個人情報（氏名を除く）を共有することは、お控えください。

 （４）本サービス提供時には、第三者がお客様のＰＣ等の画面を視認できない環境にて、ご参加ください。

 （５）本サービス提供時に資料を投影することがありますので、画面の大きいＰＣ等の機器の使用を推奨します。
11. 本利用条件及び免責事項と、他の利用条件等が矛盾、抵触する場合には、当該利用条件等において明示的に適用が排除されていない限り、本利用条件及び免責事項が優先するものとします。
12. ジェトロは、お客様への個別通知又はＷＥＢサイトへの掲載により、本利用条件及び免責事項の内容を変更することができます。

13. 本サービスの提供についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
14. 本サービスの提供についての法律関係及び派生する権利義務に起因又は関連し当事者間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とします。

免責事項

1. 本サービスにて提供される情報等については、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報等の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本サービスでの提供情報等に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び本サービス提供者はお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
2. ジェトロは、本サービスにおける指定アプリケーション等の作動安定性を保証するものではなく、指定アプリケーション等の障害、通信状況、お客様の設定環境、その他の事由により、その提供が不能となり、中断し、若しくは、完全な映像又は音声を提供できなくなり、又はＰＣ等の端末や関連アプリケーションに故障、不具合を生じる可能性があります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び本参加者はお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
3. ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本サービスの提供日時、内容を変更し、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、お客様の参加を中止させることができます。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び本参加者はお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 （１） 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき。
 （２） 正当な理由の有無にかかわらず、本パートナーが本面談の全部又は一部をキャンセル又は延期等したとき。
 （３） 前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき。
 （４） 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
 （５） 前号のほか、お客様がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に違反したとき。

（６） お客様のＰＣ等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき。
（７） お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明したとき。
（８） お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
（９） 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき。

4. ジェトロは、指定アプリケーション等のＷＥＢ会議を構築するシステム及びインターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセス及びクラッキング等（以下「システム侵害等」といいます。）の被害を受けないように、ジェトロの個人情報保護規程に定めるセキュリティ基準を遵守のうえ、適切な予防措置を講じるように努めます。
5. 前項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェトロは、前項における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
6. ジェトロは、本面談の成否（何時、如何なる面談相手と、如何なる内容の面談をすることができるかを含みますが、これに限られません。）や本面談の成果を保証するものではなく、本面談から生じた結果について、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
7. 前各項に定めるほか、ジェトロ及び本サービス提供者は、お客様の本サービスへの申込又はジェトロの本サービスの提供に起因又は関連して、お客様に如何なる損害が発生したとしても、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。

輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項

ジェトロの支援を受ける企業（以下「支援企業」といいます。）は、輸出管理等の外為法 関連規制に関する下記の特記事項（以下「特記事項」といいます。）を確認のうえ、これに同意、承諾いたします。

記

1. 支援企業は、外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）及びこれに基づく 輸出貿易管理令、外国為替令等の適用法令（以下「外為法等」という。）に基づく輸出 貿易管理に関する関連規制、及び、米国輸出管理規則等の関連する国又は地域の同様の 輸出管理規制（※注１）並びに、その他の外為法等の定める規制、及び、関連する国又 は地域の同様の規制（以下、総称して「外為法関連規制」といいます。）を十分に理解 のうえ、必要な手続きを履践し、自己の責任と判断でこ

れを遵守します。

2. 支援企業は、外為法関連規制に違反する物品の輸出又は海外への技術の提供可能性、そ の他、外為法のその他の規制（投資に関する規制を含むが、これに限られない。）に違 反する可能性のある場合に、展示会、商談会、EC サイト等での物品の出品又は技術の 展示等（以下、総称して「出品」といいます。）を行わず、かつ、情報提供、アドバイ ス、マッチング、引き合い等のジェトロのサービス（以下「サービス」といいます。） を受けないことを確約します。
3. 支援企業における物品の輸出又は海外への技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は 違反するおそれがあるとジェトロが判断した場合（事前の確認、チェックのみならず、 支援企業の出品及び／又はジェトロのサービス開始後の確認、チェックを含みますがこれに限られません。）には、ジェトロのサービスが受けられないこと、関連する出品ができないこと、ジェトロのサービスが中断又は終了（出品した物が撤去されることやサービスが中断又は終了することを含みますが、これに限られません。）されること、サービス受領及びこれに関連する出品に関する支援企業の登録又は資格等自体がジェトロにより取り消されること、及び／又は、ジェトロのサービス及び関連する出品に関する契約（締結の形式を問わず、口頭又は電磁的方法による契約を含みますが、これに 限られません。）がジェトロの意思表示により催告なしに解除されることを確認、承諾します。
4. 前項の規定に定める事項が発生したことにより、支援企業に不利益、費用支出又はその 他の損失、損害が生じたとしても、ジェトロは、故意過失の有無を問わず、一切の責任 を負わないことを確認します。
5. 支援企業における物品の輸出又は技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあることで、ジェトロに不利益、費用支出、その他の損失、損害が生じた場合には、ジェトロが支援企業に対しこれを求償することがあることを確認します。
6. 本特記事項の定めがジェトロと支援企業との間の他の契約、合意と矛盾、抵触する場合 には、本特記事項の定めが優先することを確認します。
7. 支援企業は、ジェトロに対し、支援企業の代表者、又は、職務権限を有し若しくは会社 の委任を受ける等により本条項の内容に同意する権限を有しており、かつ、必要な社内 手続を履践している者に、本条項の内容に同意する手続を担当させることを表明、保証 します。

※注１：支援企業が遵守すべき外為法その他の適用法令上の制度には、関係各国における、輸出・輸入等を規制又は禁止する一切の法制度が含まれます。支援企業自身で、必ず、関係法令、関係当局のホームページ及びジェトロのホームページをご確認の上、必要に応じて関係当局への確認、相談等を行ってください。以下の各項目は、情報提供の

ため、輸出貿易管理の観点から支援企業による遵守が 必要となる制度の一部を抜粋したものです

・ リスト規制

支援企業自身で、出品物等に関し、リスト規制に該当するかの該非判定を行い、該当する場合は、輸出先や商談相手先の国がどこであるかを問わず、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。詳しくは、以下の経産省ウェブサイトをご参照ください。

※経産省ウェブサイト 安全保障貿易管理・リスト規制

安全保障貿易管理**Export Control*リスト規制（meti.go.jp）

・ キャッチオール規制

出品物等がリスト規制に該当しない場合であっても、支援企業自身で、補完的輸出規制（キャ ッチオール規制）に該当するかの確認を行い、該当する場合には、輸出又は技術提供を行う前に、 経済産業大臣の許可を得る必要があります。

キャッチオール規制は、①外国企業等の需要者の情報（需要者要件）、需要者における用途（用 途要件）を確認し、法令に定める懸念が認められる場合、又は②経済産業大臣から、許可申請をすべき旨文書にて通知された場合（インフォーム要件）に、許可が必要となる制度です。対象品目は、リスト規制品目以外の、食料や木材等を除く全ての貨物及び技術であり、対象地域は、輸出令別表第３の地域以外が対象地域です。詳しくは、以下の経産省 HP をご参照ください。

※経産省 HP 安全保障貿易管理・補完的輸出規制（キャッチオール規制）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html

・ 米国輸出管理規則等

米国輸出管理規則（Export Administration Regulations）は、①米国原産品目、②特定の割合を超えて米国規制品目が含まれている品目（組み込み品）、③特定の米国規制技術が使用されている品目（直接製品）を、日本などから第三国に再輸出等する場合に、米国法上の許可が必要としています（域外適用）。そのため、米国製の部材を日本で加工後、第三国へ輸出する際などにご 注意ください（中国等の規制においても、実質的に米国と同様の扱いとなる場合があります）。 詳しくは、各国の以下のジェトロウェブサイト及び外国の法令を各自ご参照ください。

※ジェトロウェブサイト

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trade_02.html

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/e92a59e82865d470/20210034_03.pdf

以上